

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画
構成案

はじめに

(市長あいさつ文)

第 1 章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定までの流れ

第 2 章 成年後見制度を取り巻く状況（現状と課題）

- 1 全国的な状況
- 2 武蔵野市の状況
 - (1) 高齢者数等の推移
 - (2) 成年後見制度等利用状況
 - (3) 権利擁護と成年後見制度利用促進の取組

第 1 回資料「計画策定にあたって」等をもとに記載します。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第 2 回委員会で方向性を検討します。

1 基本目標

案 A：誰もがその意思を実現し、安心して、自分らしい生活を続けられるまち

案 B：生涯を通じて本人意思が尊重され、安心して、自分らしく暮らせるまち

※下記の事項も参考に、この計画の目指すべきところを記載する。

●健康福祉総合計画

基本理念：「地域リハビリテーション」

すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体系的な支援

総合目標：「誰もが いきいきと 安心して 住み続けられる 支え合いのまち」

<健康福祉総合計画 重点的取組 3 >

「安心して暮らしつづけられるための相談・支援体制の充実」

●国の基本計画：「ノーマライゼーション」「自己決定権」「身上保護」)

2 基本方針

- ①利用者とその家族、誰もが安心して利用できる制度の運営と周知
- ②その人が望むその人らしい生活を、継続的に支援する体制を整備
- ③成年後見制度のネットワークを、福祉公社を中核機関に据え強化

※上記は案。基本目標を受け、計画の取組の大枠を記載する。



第4章 施策の展開

第2回委員会で大枠を検討します。

- 1 地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営
 - ・既存の推進機関とネットワークを活用した地域連携の強化
 - ・中核機関の役割（相談対応、アセスメント、チーム支援、協議会開催、家裁との連携）
 - ・セーフティーネット機能
- 2 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備
 - ・権利擁護支援が必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制
 - ・意思決定支援、身上保護を重視した制度運用に資する支援体制（チーム対応、協議会の在り方）
- 3 制度利用を支える機能の充実
 - ・広報機能（周知・啓発、講座・セミナー開催）
 - ・相談機能（相談窓口、日常的な相談対応、相談会の開催）
 - ・利用促進機能（担い手育成・活動支援、市長申立・申立支援、関連制度の利用支援）
 - ・後見人支援機能（親族後見人、専門職後見人）
- 4 成年後見制度の助成制度の充実
 - ・助成額の充実、助成割合の充実

※基本方針をより具体化した計画期間内の施策展開を記載。

※「目標—施策—事業」といった体系づけは行わない。

※いわゆる事業というよりは、施策、整備の方向付けが中心となる。

第5章 計画の推進

第3回委員会で提示します。

- 1 計画の推進のために
 - 庁内外の各機関との連携、国や都との連携について記載
- 2 計画の点検と評価
 - 計画のPDCAについて記載